

令和元年 11 月 26 日

魚沼市議会議長 遠藤 徳 一 様

議会運営委員会  
委員長 佐藤 肇

### 議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

#### 記

- 1 調査事件名 (1) 令和元年第 4 回魚沼市議会定例会について  
(2) 閉会中の所管事務調査について  
(3) その他
  
- 2 調査の経過 11 月 26 日、委員会を開催し、上記案件について協議した。  
令和元年第 4 回魚沼市議会定例会の付議事件及びその取り扱い等については、別紙「令和元年第 4 回魚沼市議会定例会付議事件一覧」のとおりとすることとした。  
また、急施事件については、定例会開会前日までに受理した請願及び陳情は、議長において取り扱いを決することとし、その他の事件は議会運営委員会に諮ることとした。  
閉会中の所管事務調査については、これを行うこととした。  
その他で、小出特別支援学校によるコーヒーマシンについて周知した。また、議会報告会での意見・要望について協議した。

## 議会運営委員会会議録

### 1 調査事件

(1) 令和元年第4回魚沼市議会定例会について

(2) 閉会中の所管事務調査について

(3) その他

- ・小出特別支援学校によるコーヒーサービスについて
- ・議会報告会での意見・要望について

2 日 時 令和元年11月26日 午前10時

3 場 所 広神庁舎 3階 301会議室

4 出席委員 大桃俊彦、大平恭児、佐藤敏雄、渡辺一美、佐藤 肇、高野甲子雄、  
本田 篤、(遠藤徳一議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 佐藤市長、森山総務政策部長、武藤総務政策部副部長

7 書 記 櫻井議会事務局長、磯部議会事務局次長

8 経 過

開 会 (10:00)

佐藤(肇)委員長 定足数に達していますので、ただいまから議会運営委員会を開会します。  
これより議事に入ります。

### (1) 令和元年第4回魚沼市議会定例会について

佐藤(肇)委員長 日程第1、令和元年第4回魚沼市議会定例会についてを議題といたします。  
(1)付議事件について、執行部から説明をお願いします。

佐藤市長 それでは、付議事件についてはお手元に配付の提出事件でありますけれども、詳細につきましては部長及び副部長から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

武藤総務政策部副部長 それでは、私からお手元の付議事件一覧表に基づきまして説明を申し上げます。

最初に、予算の補正案件8件でございます。事件番号1番、専決処分の承認を求めることについて(令和元年度魚沼市一般会計補正予算(第6号))は、歳入歳出予算それぞれ

におきまして、住民訴訟に対応するための弁護士費用及び台風 19 号による災害復旧等に対応するための経費が必要となったため、所要額をそれぞれ追加し、本年 10 月 21 日付けで専決処分を行ったことから、議会の承認を求めるものでございます。

2 番、令和元年度魚沼市一般会計補正予算（第 7 号）は、歳入におきましては国・県支出金及び市債のほか、ふるさと寄附金などの追加及び財政調整基金繰入金の調整を行い、歳出では県人事委員会勧告に準拠した職員の給与改定や職員の人事異動などに伴う職員給与費関係予算を調整するほか、ふるさと結基金事業関連経費、豚コレラ侵入防止緊急支援事業費などの追加とあわせ、地方債の変更に係る補正を行うものでございます。

3 番、令和元年度魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、事業勘定における歳入では国庫補助金のほか一般会計繰入金の追加を行い、歳出では県人事委員会勧告に準拠した職員の給与改定や職員の人事異動に伴う職員給与費のほか、税制改正に伴う電算システム改修経費の追加等を行うものであります。

4 番、令和元年度魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、歳入では前年度療養給付費負担金の精算及び広域連合からの保険料の追加のほか、一般会計繰入金の減額を行い、歳出では前年度療養給付費負担金の精算などに伴う広域連合への納付金の追加等を行うものであります。

5 番、令和元年度魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、歳入の補正はございません。歳出では県人事委員会勧告に準拠した職員の給与改定及び職員の人事異動に伴う職員給与費と、介護給付費準備基金積立金の追加等を行うものであります。

6 番、令和元年度魚沼市ガス事業会計補正予算（第 1 号）及び 7 番、令和元年度魚沼市水道事業会計補正予算（第 1 号）は、2 件いずれにつきましても県人事委員会勧告に準拠した職員の給与改定や職員の人事異動に伴う職員給与費につきまして、それぞれ収益的収支予算及び資本的収支予算を調整するものであります。

8 番、令和元年度魚沼市下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、県人事委員会勧告に準拠した職員の給与改定や職員の人事異動に伴う職員給与費のほか、管渠布設工事等の建設改良費等につきまして、それぞれ収益的収支予算及び資本的収支予算を調整するものであります。

森山総務政策部長　　続きまして、事件番号 9 番、魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正については、新潟県人事委員会勧告並びに人事院勧告に準拠した給与改定及び組織機構の一部見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

10 番、魚沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、事件番号 9 番でご説明しました一般職の職員の給与改定に準じ、会計年度任用職員の給料表の改定を行うものであります。

11 番、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理については、地方公務員法及び地方自治法の改正により、非常勤特別職の任用根拠が厳格化されたことから、関係する条例において所要の改正を行うものであります。

12 番、魚沼市役所の位置を定める条例の一部改正については、魚沼市役所新庁舎が令和 2 年度に開庁するにあたり、現守門庁舎を北部庁舎として残すため、これを同条例に追加すべく所要の改正を行うものであります。また、施行日については新庁舎の開庁日を令和 2 年 5 月 7 日とし、その日を施行日としたい考えですが、開庁日については 12 月定例会

初日の市長行政報告にて改めてご報告させていただきます。なお、本件については地方自治法第4条第3項の規定により特別議決案件となります。

13番、魚沼市役所新庁舎移転に伴う関係条例の整備については、魚沼市役所新庁舎が令和2年度に開庁することに関連し、施設の位置等を変更する必要があることから、関係する条例において所要の改正を行うものであります。

武藤総務政策部副部長　　続きまして、14番から16番の財産の取得についてでございます。この財産取得の3件につきましては、いずれも地方自治法第96条第1項第8号及び魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、事件番号14番、財産の取得（サーバ機器等）については、新庁舎に設置する行政システムサーバ機器等の購入につきまして、本年10月31日付けで仮契約を締結したものでございます。

15番、財産の取得（魚沼市庁舎設置什器購入その1）については、新庁舎に設置する机、椅子等の購入につきまして、本年11月14日付けで仮契約を締結したものでございます。

16番、財産の取得（魚沼市庁舎設置什器購入その2）については、同じく新庁舎に設置する収納庫、ロッカー等の購入につきまして、本年11月14日付けで仮契約を締結したものでございます。

17番、魚沼市庁舎建築工事請負契約の変更については、新庁舎建築工事におきましてインフレスライド条項に基づく増額のほか、設計内容の変更に伴う仮契約を本年11月18日付けで締結したことから、地方自治法第96条第1項第5号及び魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

森山総務政策部長　　事件番号18番、魚沼市新市建設計画の変更については、平成30年4月に改正された東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律により合併特例債の発行期限が延長されたことから、旧市町村の合併の特例に関する法律の規定により議会の議決を求めるものであります。

武藤総務政策部副部長　　次に、19番から21番の指定管理者の指定についてでございます。

19番、魚沼市守門高齢者センター及び20番、魚沼市大原山菜園におきましては、今年度で指定管理期間が満了することに伴う更新でございます。21番、福山峠緑のふるさと広場は、来年度から新規に指定管理に移行予定の施設でございます。それぞれ希望団体から指定申請がなされ、魚沼市指定管理選定委員会の審査を受けましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

22番、市有財産の貸付けについて（湯之谷庁舎）は、湯之谷庁舎における土地及び建物の一部を令和2年6月1日から令和7年5月31日までの間、民間業者に貸し付けを行うため、地方自治法238条の4第2項第4号及び同法第96条第1項第6号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

23番、市有財産の貸付けについて（須原スキー場）は、須原スキー場に係る市有財産の貸し付けにつきましては本年第3回定例会で議決をいただいたところでございますが、令和元年12月21日から令和3年3月31日までの間、圧雪車等の無償貸し付けを行うため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

森山総務政策部長　　続きまして、事件番号 24 番、字の変更については、小平尾地区で実施している県営土地改良事業における換地処分を行うため、字の変更を行いたく、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

25 番、人権擁護委員候補者の推薦については、令和 2 年 3 月 31 日をもって 1 名の方の任期が満了となることから、その後任の方の推薦について議会の意見を求めるものであります。

次に、26 番から 28 番、固定資産評価審査委員会委員の選任については、令和 2 年 1 月 11 日をもって 3 名の方の任期が満了となることから、その後任の方々の選任について議会の同意を求めるものであります。

29 番、教育委員会委員の任命については、令和 2 年 1 月 31 日をもって 1 名の方の任期が満了となることから、その後任の方の任命について議会の同意を求めるものであります。

市長の提出事件につきましては以上であります。

続きまして、議長の受付事件（報告等）におきまして、1 件、事件番号 8 番になりますが、新潟県市町村総合事務組合規約の変更について、同組合規約に定める組合が共同処理する事務について、この組合に加入している一部事務組合が統合することから、同組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分を行ったものであります。以上でございます。

佐藤（肇）委員長　　ただいま付議事件について執行部の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はございませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただいま説明のあった市長提出事件については、これを受けすることにしたいと思います。ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって市長提出事件については受けることに決定いたしました。

次に、議長受付事件について説明を求めます。

櫻井議会事務局長　　（資料「令和元年第 4 回魚沼市議会定例会付議事件一覧（案）」により説明）

佐藤（肇）委員長　　議長受付事件について説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

渡辺委員　　13 番の財政援助団体等監査の結果についてというところなんですけど、これは以前にもあったのかもしれませんが、これについての説明等この報告日のところで少し詳しくするのもかもしれませんが、うちは財政援助団体なんですか。

櫻井議会事務局長　　市から補助金などが出ている団体が財政援助団体になります。具体的に今回の財政援助団体の監査の結果については市の観光協会の監査の結果が報告されます。市が補助金を出している団体です。

佐藤（肇）委員長　　ほかにご覧いませんか。（なし）ないようですので、これで質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただいま説明があった議長受付事件については、これを受けすることにしたいと思います。ご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議長受付事件については受けることに決定いたしました。

次に、（2）付議事件の取り扱いについてご審議願います。ア、イについて議会事務局長に説明を求めます。

櫻井議会事務局長　　（資料「令和元年第 4 回魚沼市議会定例会付議事件一覧（案）」の取扱（案）

について説明)

佐藤（肇）委員長 説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。付議事件の取り扱いについては、ただいまの議会事務局長の説明のとおりでご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認め、そのように決定いたしました。次に、ウ、急施事件の取り扱いについて議会事務局長の説明を求めます。

櫻井議会事務局長 急施事件の取り扱いについては、定例会開会日前日までに受理した請願、陳情は、議長において取り扱いを決することとし、その他の事件については議長と委員長が協議し、議会運営委員会に諮り協議することとします。

佐藤（肇）委員長 急施事件の取り扱いについて質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。急施事件の取り扱いについては、定例会開会日前日までに受理した請願、陳情は、議長において取り扱いを決することとし、その他の事件については、議長、委員長が協議し、議会運営委員会で取り扱いを協議することでご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

## （２）閉会中の所管事務調査について

佐藤（肇）委員長 日程第２、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。お諮りいたします。本委員会が閉会中に所管事務調査を行うことについて、議長宛て申し出をしたいと思います。ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務調査については、議長宛て申し出を行うことに決定をいたしました。

## （３）その他

### ・小出特別支援学校によるコーヒーサービスについて

佐藤（肇）委員長 日程第３、その他を議題といたします。まず、小出特別支援学校によるコーヒーサービスについてであります。本件については、前回の議会運営委員会で諮らせていただき、全員協議会で確認をさせていただいたものであります。本年も小出特別支援学校高等部の皆さんによるコーヒーサービスを実施していただくものです。期日は一般質問の２日目、12月6日金曜日の昼休み時間中とし、場所は昨年同様に議長室隣の執行部控室をお借りすることといたします。ご迷惑をおかけいたしますが、執行部の皆様の控室は和室とさせていただきます。議員、執行部の大勢の皆さんから参加いただき、特別支援学校の生徒さんたちの喫茶サービス学習の目的が達成されますよう、ご協力をお願いいたします。事務局長から補足がありましたらお願いいたします。

櫻井議会事務局長 撮影の件でございますが、改めて周知をさせていただきます。ことし参加される生徒さんの中にお一人撮影不可な生徒さんがいらっしゃいます。女生徒ですが、いらっしゃる生徒さんの中で女性は一人ですのわかると思いますし、学校側もその生徒さんにはバッチをつけるようなお話をされておりましたが、スマホなどで撮影される場合は十分ご留意をいただきたいと思います。

佐藤（肇）委員長　ただいまの件について質疑等はありませんか。（なし）ないようですので、本件については以上といたします。当日は、議員、執行部ともにご協力をお願いいたします。

この後の日程は、主に委員会内部の調整等になりますので、ここで執行部から報告、協議事項等があれば先に行い、なければこれで執行部からは退席願うことにしたいと思います。ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。それでは、執行部から協議、報告事項はございませんか。

佐藤市長　特にありません。

佐藤（肇）委員長　議員の皆様から執行部に対し何かありませんか。（なし）ないようですので、執行部からは退席いただきます。しばらくの間、休憩とします。

休　　憩（10：25）

執行部退席

再　　開（10：25）

佐藤（肇）委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。

#### ・議会報告会での意見・要望について

佐藤（肇）委員長　次に、議会報告会での意見・要望についてを議題といたします。資料がありますので、この資料に沿って協議をお願いいたします。4点ございます。10番から13番まで、議会運営委員会が所管ということで割り振りをさせていただいたものであります。それぞれ1点ずつ、順を追ってご協議をお願いいたします。

まず13番。条例改正について、改正前の条例を説明資料として添付してもらいたい。今後、検討してわかりやすい方法を取りたいと回答しておりますが、この件についてはいかがでしょうか。

本田委員　Aでいいと思います。議会改革ともリンクしているところもあるので、そういった意味でAということをお願いします。

佐藤（肇）委員長　実際には、実行委員会で実施の部分については協議ということになると思うんですが、全体の部分でありますので、今、Aというご意見がありましたが、それではよろしいでしょうか。（異議なし）それでは、所管委員会で検討すべきものということで決定をさせていただきます。

次に11番。決算委員会の報告で、議会だよりの中の議員の質疑についても少し触れてはどうか。議会だよりと照合しながら説明してもらえるとメリ張りがついてよいのではないかというご意見であります。原稿については、両会場で同じ説明をするため統一させていただいたという回答をさせていただいております。この件についてはいかがでしょうか。

本田委員　これは決算の委員長の報告が、市民の求めているところとマッチしていなかったというところなんです。渡辺委員には申し訳ないんですが、その辺は今後実行委員会で、

こういうところを書いてもらいたいみたいな方向性があったのかなというところでもらえればと思っておりますので、Bでいいと思います。

渡辺委員 前回の委員長の報告とかというのも、全く資料等が何もない中で説明されても困るということで資料を添付して、ただ恐らく市民にしてみると難しいことよりは議会だよりの質疑のほうに少し触れてはどうかということなんだけれども、そのところをどのように考えてやるかということについては、今まではずっと議会だよりの質疑の話ではなくて、数字の話で踏襲されてきているところがあります。なので、意見として聞き置くものとするのか、それとも今後は議員の質疑のところに触れていくのかということを中心に検討していくのか。それとももうこれで、先ほど本田委員が言っているように聞き置くべきもの、あるいは回答済みのものとしておくのかということ、私は議論が分かれるのかなと思います。もしするとすれば、ここではなく実行委員会の中でしてもらおうということで考えていくのかということになるかと思えます。

本田委員 補足させてください。委員長報告の書き方というのも、ある程度実行委員会のほうで議会だよりに沿った中で、より詳しくという流れがありました。その流れを受けて今回の報告だったと思うんですけども、やはり少し専門的過ぎたのかなというところが発言された市民の方のご意見だと思います。決算に限って言えば、決算でどういう事業をやったところが問題点だったとか、そういったところが恐らく知りたかったのかなと。お一人じゃなくて複数の場所でそのような意見があったんで、それは今後考えなきゃいけないのかなと考えております。それはまた実行委員会で、委員長さんにはこういう方向でやってくださいとお願いをしていくという形になろうかと思っております。ですので、Bと。議運としてはご意見があったということで、以上でいいのかなと思っております。これは別に渡辺委員長の報告が悪いというわけじゃなくて、全員協議会で一度全議員が見てそれでオーケーしていますので、今回、それまでは問題はなかったと思うんですけども、今後については考えていきたいと思いますというところでいいのかなと思っております。

佐藤（肇）委員長 それでは整理をさせていただきます。本件につきましては、本委員会で今後調査するというよりも実行委員会に引き継がせていただきまして、そこで報告の内容等については今後も検討いただくということで、そういう取り扱いにさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。（異議なし）それでは、本件はBということにさせていただきます。

12番。議会報告会について、出席が少なく、もっと集める方法を考えてもらいたいというご意見であります。この件についてはいかがでしょうか。

本田委員 Bでいいと思っております。実は、実行委員会の感想の中では、出席された委員の中では、確かに入広瀬地区は3人で課題がありましたけれども、全般としてはほかの会場も含めれば新しい人も参加されて、まずまずの出席だったという発言もあったので、事実として3人というのはありますので、これをどうするかはまた実行委員会のほうで会場の選定等も含めて考えていただくということですが、議会運営委員会としては、まずは聞き置くものでいいのかなと思っております。

渡辺委員 議会報告会のあり方というかについては、これまでどおり各旧町村回るか、あるいは団体等を選定しながらやっていくかということについて、しっかりと今期していくということになっております。ですので、実行委員会の中で議会報告会の出席者もそうで

すけれども、出席者をふやすためのことを考えてもらいたいという、このところの持ち方、あり方みたいなところも一緒に考えていくというところで、Bとして扱っていただけたらと思います。

佐藤（肇）委員長　ほかにありませんか。（なし）そうしましたら、整理をさせていただきます。本件の取り扱いにつきましては、今ほどご意見があったように実行委員会においてまた検討を加えていただくようなことで、本委員会としてはBという取り扱いにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（異議なし）そのように決定いたしました。

次に13番。報告会の住民参加が少なく市政への関心が少ない。周知の方法も区長、嘱託員に働きかけていってはどうか。市民・行政・議会が一体とならなくてはいけない。市民の意識改革を議会に頑張ってもらいたいというご意見であります。

本田委員　議会報告会という形であれば、先ほどと同じように実行委員会で考えてくださいというところかもしれませんが、この話というのは民主主義のあり方みたいなものもあるのかなと思っています。割とお任せ民主主義になっちゃっているんで、市民の関心度が低いというところもあろうかと思しますので、これにつきましては議運で検討していくということですので、Aでいいと思います。

佐藤（肇）委員長　ほかにございせんか。（なし）本件につきましては、議運というよりも、どうやって議会の発信をしていくかという部分も含めて、いろんなところに絡んでくる部分だろうと思しますので、総合的ということになりますと本委員会で検討するということしかないのかなと思いますが、そうなりますと取り扱いはAということになりますけれども、ご意見ございせんか。（なし）それでは、取り扱いAということで、今後本委員会で協議、検討するというにさせていただきたいと思します。

以上、区分けをいただいた4件であります、ほかに何か皆さん方からご意見等ございせんか。

しばらくの間、休憩といたします。

休　　憩（10：37）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（10：39）

佐藤（肇）委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。本件については以上とさせていただきますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに委員の皆さん方から何かございせんか。（なし）ないようですので、これで本日の会議を終わりたいと思します。会議録の調整については委員長に一任をお願いいたします。議会運営委員会はこれで閉会いたします。

閉　　会（10：40）